

一般財団法人エマージェンシー・メディカル・レスポonder財団
コンプライアンス 規則

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般財団法人エマージェンシー・メディカル・レスポonder財団（以下、「当財団」という）の経営理念や行動指針に基づきコンプライアンスに関する基本事項を定め、これを適切に運用することにより、コンプライアンスの遵守とともに社会的信用の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、当財団の全ての役員と職員（正規職員、契約職員、パートタイマー、ボランティア職員）、その他当財団内において直接、間接に当財団の指揮監督を受けて当財団の業務に従事している全ての者（以下、「職員等」という）に適用する。

第3条（定義）

本規程におけるコンプライアンスとは、当財団が行うあらゆる活動の局面において、関連する法令、条例、契約、内部規程、業務マニュアル等の明確に文書化されたルール及び、明確に文書化されていないが暗黙の社会良識、企業倫理（以下、「法令等」という）の遵守をいう。

第2章 コンプライアンスへの取り組み

第4条（法令知識の習得）

職員等は、職務を規制している法令等について、日常常に正しい知識を習得するように努めなければならない。

第5条（代表理事の責務）

代表理事は、コンプライアンスへの取り組みを経営の重要な基本方針の一つとして、コンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努めなければならない。

第6条（職員等の義務）

職員等は、自らの職務に関連する法令等を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。

2. 自らの職務を規制している法令等が不明である時は、社会的良識や法人倫理に基づいて行動しなければならない。

3. 役員は、自ら率先してコンプライアンス行動をとり、他の職員の模範とならなければならない。

らない。

第7条（禁止事項）

職員等は、次に掲げることをしてはならない。

- （1）自ら法令等に違反する行為をすること
- （2）他の職員等に対し、法令等に違反する行為を指示すること
- （3）他の職員等に対し、法令等に違反することを教唆すること
- （4）他の職員等の法令等に違反する行為を黙認すること
- （5）反社会的勢力との関係を持つこと、また、取引行為をおこなうこと
- （6）人種差別及びセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント行為をすること
- （7）汚職や収賄等の行為
- （8）業務上知り得た秘密情報の漏洩行為

第8条（懲戒処分）

当財団は、法令等に違反する行為をした職員を就業規則第62条及び63条に基づき懲戒処分に付する。

2. 当財団は、法令等に違反する行為をした役員を、厳正に処分する。処分の内容は、理事会の決議による。
3. 役員処分として、役員職を解く場合は、定款の定めに従い評議員会の決議による。

第9条（免責の制限）

職員等は次に掲げることを理由として、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

- （1）法令等について正しい知識がなかったこと
- （2）法令等について違反しようとする意思がなかったこと
- （3）当財団の利益を図る目的で行ったこと

第10条（コンプライアンス研修会）

当財団は、次に掲げる目的のため、必要に応じ、研修会を実施する。

- （1）コンプライアンスへの関心を高めること
 - （2）コンプライアンスについて正しい知識を付与すること
2. 研修会の受講を命令された職員等は、必ず受講しなければならない。

第3章 推進体制

第11条（コンプライアンス責任者）

当財団のコンプライアンス責任者は、理事会の決議により代表理事が任命する。

第12条（コンプライアンス責任者の役割）

コンプライアンス実施統括責任者は、次の各号の役割を担う。

- （1）本規程の周知徹底
- （2）本規程の維持向上
- （3）年度毎のコンプライアンスプログラムの作成と確実な実行

第13条（コンプライアンス委員会）

当財団のコンプライアンス方針の策定、コンプライアンス推進プログラムの承認、再発防止対応及び個別事案処理のための機関として、コンプライアンス責任者の下にコンプライアンス委員会を設置する。

2. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス責任者と理事2名を含むとし、委員長はコンプライアンス責任者とする。

第4章 通報受付窓口の設置

第14条（報告・連絡・相談ルート）

役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス責任者に報告する。

2. コンプライアンス責任者は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス委員会に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、代表理事の承認を得て実施する。

3. 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス責任者を經由することができないときは、代表理事に直接、第1項の報告をすることができる。

第5章 コンプライアンス違反への対応

第15条（対応）

コンプライアンス責任者は、コンプライアンス委員会を招集して、報告を受けたコンプライアンス違反行為等を報告し、以後の対応についてコンプライアンス委員会に委ねる。

2. コンプライアンス委員会は、相談または通報を受けたコンプライアンス違反行為等につ

いてその事実関係を調査し、対応をする。

3. コンプライアンス委員会は、調査する内容によって、関連する部門のメンバー、外部の専門家からなる調査チームを設置することができる。

第16条（報告）

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反行為等につき、随時、理事会に報告をするものとする。

第17条（処分）

コンプライアンス委員会は、調査の結果、コンプライアンスに違反、或いは相当する行為であることが明らかになった場合、その内容をコンプライアンス責任者に報告をする。

2. コンプライアンス実責任者は、その内容を代表理事に報告する。

3. その内容が就業規則に基づき処分が相当であると判断した場合は、代表理事の決裁を経て、処分する。尚、違反行為者が役員の場合は、代表理事は速やかに理事会を招集して処分を理事会に委ねるものとする。

第18条（是正措置）

コンプライアンス委員会は、是正措置及び再発防止策等を講じる必要がある場合は、代表理事に対して是正措置を講じることを指示する。

2. 代表理事は、関係部門長に対して是正措置命令を出す。

3. 是正措置命令を受けた関係部門長は、速やかに必要な対策、措置等を講じ、その実施内容と計画を記載した報告書を、コンプライアンス責任者に提出する。

4. コンプライアンス責任者は、内容と計画に沿って是正措置が実施される経過を観察し、必要に応じて指導をする。

5. 関係部門長は、計画に沿った実施状況報告書をコンプライアンス責任者に提出する。

6. コンプライアンス責任者は、報告書の内容を検討して、コンプライアンス委員会に報告する。

第19条（本規程の改廃）

本規程の改訂、廃止は、理事会の決議をもって行う。